

虐待防止・虐待対応マニュアル
(身体的拘束等適正化のための指針)

社会福祉法人 佐渡福祉会

佐渡福祉会の基本理念

佐渡福祉会は、佐渡における障がい福祉の信頼される担い手として、誰もが幸せになれる地域社会の実現を目指します。

佐渡福祉会の基本方針

- 1 利用者の基本的人権を尊重し、自立を支援します。
- 2 利用者のニーズに基づき、良質かつ適切な福祉サービスを提供します。
- 3 安定した活力ある経営を行います。
- 4 地域社会の福祉向上に貢献します。
- 5 職員の働きやすい職場環境を整えます。

職員行動規範

- ・利用者の人としての尊厳を大切にし、権利を擁護するとともに、個人の人格を尊重します。
- ・いかなる理由であれ、利用者への虐待・差別は行いません。
- ・利用者一人ひとりの特性を的確に受け止め、自己実現に向けた専門的支援を行います。
- ・利用者のプライバシー保護には十分に配慮し、個人についての職務上知り得た情報を他に漏らしません。
- ・利用者は社会の一員です。地域社会の理解を深め社会参加を促進します。
- ・自らの役割と使命を自覚し、絶えず研鑽し、専門技術と人間力の向上を図ります。
- ・障がい福祉活動を推進するため、健全で透明性の高い財務管理に基づいた計画的な経営を行います。
- ・関係機関と連携しながら、地域における福祉の環境づくりに貢献します。
- ・地域社会においても佐渡福祉会職員であるという自覚をもち、一社会人として責任をもった行動をします。

I 障害者虐待防止法

1 障害者虐待防止法の施行

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という）が、平成24年10月1日から施行された。

障害者虐待防止法第1条では、「障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であるため、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の擁護に資すること」を目的として規定している。

障害者福祉施設等の職員は、障害者の自立及び社会参加を支援し、障害者の権利利益を擁護する立場にあることを自覚し、虐待の防止に積極的に取り組むことが求められる。

2 障害者虐待の定義

(1) 障害者の定義

障害者虐待防止法では、障害者とは障害者基本法第2条第1号に規定する障害者とされている。同号では障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害含む）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要。ここでいう障害者には18歳未満の者も含まれる。

(2) 障害者虐待に該当する場合

障害者虐待防止法では、「養護者」「使用者」「障害福祉施設従事者等」による虐待を特に「障害者虐待」と定めている（第2条第7項）。

「養護者」とは、障害者の身辺の世話や身体介助、金銭の管理を行っている障害者の家族、親族、同居人等のこと。

「使用者」とは、障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者のこと。

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業所」（以下、合わせて「障害者福祉施設等」という）に係る業務に従事する者のことをいう。具体的には次の施設・事業が該当する。

○障害者福祉施設

障害者支援施設、のぞみの園

○障害福祉サービス事業所

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助、一般相談支援事業及び特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを運営する事業、福祉ホームを運営する事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

3 障害者虐待の例

障害者虐待防止法では以下の行為を「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」と定義している。（第2条第8項）

①身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じる恐れのある暴行を加え、又は正当

な理由なく障害者の身体を拘束すること。

②性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

③心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④放棄・放置

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

⑤経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

4 虐待行為と刑法

障害者虐待は、刑事罰の対象になる場合がある。

①身体的虐待：刑法199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪

②性的虐待：刑法第176条強制わいせつ罪、第177条強制性交等罪、第178条準強制わいせつ、準強制性交等罪

③心理的虐待：刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪

④放棄・放置：刑法第218条保護責任者遺棄罪

⑤経済的虐待：刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数ある。虐待行為の具体例を（表－1）で示す。

（表－1）

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛ったり過剰な投擲によって身体の動きを抑制する行為。 【具体的な例】 ・平手打ちにする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけど・打撲させる・身体拘束（柱やイスやベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投擲によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じこめる、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等）
性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある） 【具体的な例】 ・性交・性器への接触・性的行為の強要・裸にする・キスする・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・わいせつな映像を見せる・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する

区 分	内 容 と 具 体 例
心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・子供扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視する
放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや教育を受けさせないことによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 ・食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をしない・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる・病気やケガをしても受診させない・学校に行かせない・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する・同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する。 【具体的な例】 ・年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

【参考】障害者虐待の例（「障害者虐待防止マニュアル」NPO法人PandA-Jを参考に作成）

II 虐待防止と対応

1 虐待の未然防止

(1) 施設で起こりやすい虐待

職員が意識していなくても、次のような行為も虐待となる。虐待かどうかは、あくまでも利用者の視点、利用者自身が苦痛を感じているかどうかの観点から判断されるべきことである。

- ・どうしても必要な場合を除き、利用者の嫌がることを強要する。
- ・夜間、処遇に手のかかる利用者には不必要な量の薬を飲ませて眠らせる。
- ・職員の指示に従わない利用者の食事を取り上げる。
- ・利用者を管理するために、日中、食堂や居間に閉じこめる。
- ・指示に従わない利用者を、長時間正座・直立させる。
- ・利用者の人格を傷つけるような写真を展示する。

(2) 施設内で虐待が起こりやすい背景

①施設構造

- ・施設が密室の構造になっている。
- ・施設の立地が社会的に隔離された場所にある。

②職員

- ・指導、しつけの一環という意識のもとで、人権意識が欠如している。
- ・問題行動のある利用者に対しての専門的な支援技術が欠如している。

- ・職員の個人的性格、ストレスが関係している。
- ・職員が他の職員の虐待行為を知りながら、仲間としてかばう傾向がある。
- ・職員が上司に報告しても改善されない。

③利用者

- ・虐待を受けた利用者が伝えられない場合が多い。
- ・虐待を受けた利用者が伝えても理解されない場合が多い。

④保護者

- ・保護者が「契約を解除されては困る」という負い目を持ち、虐待する側を守る行動をとる。

⑤行政（指導監督部署）

- ・行政職員が施設現場の理解に欠ける。
- ・行政職員が2、3年で異動するため、専門性を持っていない。

(3) 職員が留意すべき事項

①職員一人ひとりの意識の重要性

- ・障害の程度に関わらず、常に利用者の人格や権利を尊重する。
- ・職員は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心がける。
- ・虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差があることを絶えず意識する。

②基本的な心構え

- ・利用者との人間関係（信頼関係）ができていること、独りよがりでないこと。
- ・利用者が職員の言動に対して虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さない。
- ・利用者本人が心理的苦痛を感じていても、それを訴えたり拒否したりすることができない人がいるということを認識する。
- ・職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待と思われる言動について、職員同士で注意を促すことができるようにする。
- ・職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理しないで、組織として良好な施設環境を保持するための契機とする意識を持つ。
- ・被害を受けている利用者について見聞きした場合は、懇切丁寧に相談に応じるとともに、虐待防止責任者に報告する。

(4) 利用者・保護者への説明

虐待の定義、種類、被害を受けた際の対応について、利用者個々の理解力や障害特性等に応じて、利用者の立場でわかりやすく、継続的に理解が深まるように説明していく。

- ①一人で我慢しているだけでは問題は解決しないので、虐待に関わる訴え等の行動をためらわないこと。
- ②虐待に該当すると思う場合には、該当職員に対して、き然とした態度をとり、明確な意思表示をすることが重要であること。
- ③身近に相談できる職員がいない場合等、困ったときは施設外に相談できる機関があり相談できること。（別紙－1）

(5) 虐待防止委員会（身体拘束適正化検討委員会）の設置

運営規程で定めた「虐待の防止のための措置に関する事項」として、法人に虐待防止委員会を設置し運営する。

①虐待防止委員会（身体拘束適正化検討委員会）の組織

- ・委員会の委員長は委員の互選により選出する。
- ・各事業所に虐待防止責任者、虐待通報受付担当者を配置する。
- ・虐待防止委員会委員は、各事業所虐待防止責任者、看護職員、庶務課職員等をもって構成する。
- ・委員には第三者委員、保護者代表等外部委員を配置することができる。
- ・虐待防止委員会は定期的に会議を開くとともに、委員長が必要と考えた場合には緊急に招集し会議を開き事案対応をする。

②虐待防止委員会の役割

ア 虐待防止のための計画づくり

- ・虐待防止の研修
- ・マニュアルの作成
- ・掲示物等のツールの作成と掲示等の実施計画づくり

イ 虐待防止のチェックとモニタリング

- ・現場で抱えている課題の検証
- ・発生した事故（不適切な対応含む）、苦情相談、職員のストレスマネジメントの状況の検証

ウ 虐待（不適切な対応含む）発生後の検証と再発防止策の検討

- ・虐待やその疑いが生じた場合、行政の事実確認を踏まえて事案の検証、再発防止策の検討、実行

※一施設で行われた虐待事案の内部調査は、同一法人他施設等の虐待防止委員会委員が行う。

客観的に分析するためには、虐待防止委員会だけではなく、第三者的立場の有識者にも参加してもらい検証委員会を立ち上げることも考える。

③虐待防止委員会の行う研修

- ア 管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高める研修
- イ 職員のメンタルヘルスのための研修
- ウ 障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を習得する研修

2 虐待が疑われる事案があった場合の対応

(1) 通報の義務

利用者への虐待（虐待が疑われる不適切な対応含む）があった場合は、障害者虐待防止法第16条の通報義務に基づき、虐待を受けた利用者の支給決定をした市町村の窓口に通報する。

《障害者虐待防止法》

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）

第16条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規程その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規程による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第1項規程による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

同法16条の通報義務は、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対して速やかな市町村への通報を義務づけているので、利用者の家族等施設の中で障害者虐待を発見した者や、同じ障害者福祉施設等の職員が、直接市町村に通報することも想定されている。

(2) 通報者の保護

虐待を発見した職員が直接市町村に通報する場合、通報した職員は障害者虐待防止法で保護される。また公益通報者保護法（平成18年4月施行）によっても通報者の保護が規定されている。

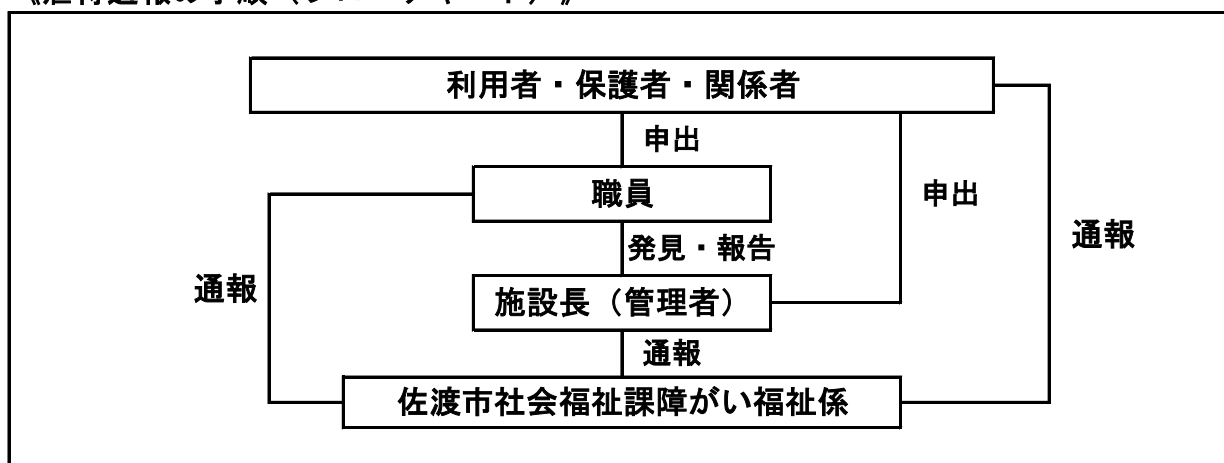
(3) 通報・対応の手順

- ①虐待（虐待が疑われる不適切な支援含む）に関する情報を得た虐待通報受付担当者は直ちに利用者への適切な配慮をした上で、虐待防止責任者に報告する。
- ②虐待（虐待が疑われる不適切な支援含む）の情報を得た虐待防止責任者、保護者等は速やかに、電話により第一報を佐渡市（支給決定した市町村）窓口（社会福祉課障がい福祉係）に通報する。
- ③通報を行った虐待防止責任者は、通報の内容を記録するとともに情報を分析し、佐渡市の事実確認や調査に協力する。
- ④虐待防止責任者は佐渡市への通報だけではなく、被虐待利用者の保護者に連絡し、状況を説明する。
- ⑤虐待防止責任者は虐待防止委員会を開催するよう要請し、場合によっては理事会の招集を要請する。

(4) 虐待防止委員会のうごき

- ①虐待（虐待が疑われる不適切な支援含む）が報告された場合は当該施設虐待防止責任者からの要請により委員長は委員を招集し委員会を開催する。
- ②虐待（虐待が疑われる不適切な支援含む）の状況、通報、佐渡市の事実確認や調査の状況について、当該施設虐待防止責任者より報告を受ける。
- ③何故そのような状況になったのか、虐待を行った職員より聴き取りを行い原因の分析を行う。
- ④原因を明らかにし、どうしたら虐待を防ぐことができたのかを振り返るとともに行政（佐渡市、新潟県）の改善指導に従い、今後の再発防止に向けた改善計画を立て実施する。
- ⑤事実の確認と原因の分析を通して虐待に関係した職員や施設の役職員の責任を明らかにし、場合によっては懲戒処分について法人運営委員会へ提言する。

《虐待通報の手順（フローチャート）》



Ⅲ 身体的拘束等適正化のための指針

1 身体拘束適正化のための基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を基本的に阻むものである。当法人では、利用者の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるような仕組みをつくり、職員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

2 身体拘束の具体的行為

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

3 身体拘束適正化委員の設置

運営規程で定めた「虐待の防止のための措置に関する事項」として、法人に身体拘束適正化検討委員会を虐待防止委員会と一体的に設置し運営する。

1. 身体拘束について

(1) 身体拘束廃止の規定

サービス提供にあたっては、利用者本人又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、以下の切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、利用者本人や家族へ説明し同意を得て(別紙 表2) 行う。また、身体拘束を行った場合は、その拘束の態様及び時間、心身の状況並びに緊急やむをえない理由などを記録(別紙 表3) する。

- ①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる恐れが著しく高いこと。
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要である。

(3) 日常支援における留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ②言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為を行わない。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努める。

2. 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織

（1）当法人では、身体拘束等の適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討するために、身体拘束適正化検討委員会（以下、委員会という）を設置する。委員会は年に1回以上開催する。

（2）委員会の構成員

- ①法人の委員会の構成員は、虐待防止委員会の構成員とする。
- ②各施設・事業所の委員会の責任者は管理者とし、サービス管理責任者、看護職員、栄養士、その他委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者で構成する。
- （3）各施設・事業所の委員会では、次のような内容について協議し、検討結果を従業者者に周知徹底すると共に法人の委員会で報告する。
 - ① 3要件（切迫性、非代替性、一時性）の再確認
 - ② 身体拘束を行っている利用者がある場合
3要件の該当状況を個別具体的に検討し併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討する。
 - ③ 身体拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合
3要件の該当状況、特に代替案を検討する。
 - ④ 今後やむを得ず身体拘束が必要であると判断した場合
関係機関等との意見調整の進め方を検討する。
 - ⑤ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
 - ⑥ 今後の予定（研修・次回委員会）
 - ⑦ 今回の議論のまとめ・共有

3. 身体拘束等の適正化のための研修

- （1）職員に対する身体拘束適正化のための研修は、本指針に基づき、身体拘束適正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発することを目指す。
- （2）研修は、年1回以上実施する。また、新規採用時にも研修を実施する。
- （3）研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録する。

4. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行う。

5. 身体拘束等発生時の対応

（1）3要件の確認

- ・切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる恐れが著しく高いこと。
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ身体拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施することとするが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組む。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に利用者家族へ説明し個別支援計画へ記載する。

- ・拘束が必要となる理由（個別の状況）
- ・拘束の方法（場所、行為（部位・内容））
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧

本指針は、求めに応じていつでも利用者・家族等が自由に閲覧できるように、各施設事業所に虐待防止・虐待対応マニュアルを配備するとともに、法人のホームページで公表する。

4 身体拘束としての行動制限

障害者支援施設等において、特に行動障害のある利用者が興奮して他の利用者を叩く噛みつく等の行為や自分自身の顔面を叩き続ける等の行為があるときには、やむを得ず利用者を居室に隔離したり、身体を拘束したりする等の行動制限を行わざるを得ない場面があると思われる。そのような場合に、やむを得ず行動制限をする必要があったとしても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければならず、また、判断に当たっては適切な手続きを踏むこと。

しかし、行動障害に対する職員の知識や支援技術が十分でない場合、対応方法が分からずに行動制限をすることに頼ってしまうことも起こり得る。行動制限をすることが日常化してしまうと「切迫性」「非代替性」「一時性」のいずれにも該当しなくなり、いつの間にか身体的虐待を続けている状態に陥っていたということにもなりかねない。

「問題行動」に対処するために、身体的虐待に該当するような行動制限を繰り返していると、本人の自尊心は傷つき、押さえつける職員や押さえつけられた場面に対して恐怖や不安を強く感じるようになってしまう。このような誤った学習を繰り返した結果、利用者はさらに強い「問題行動」につながり、それを職員はさらに強い行動制限で対処しなくてはならないという悪循環に陥ることになる。

問題行動に対する職員の知識や支援技術を高め、行動制限や身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で支援の質の向上に取り組まなければならない。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

【参考】

「障害者福祉施設等における障害者虐待防止と対応の手引きH28年度版」

「身体拘束0への手引き」以上厚生労働省

「虐待防止・虐待対応マニュアル」社会福祉法人博愛会

「身体拘束適正化のための指針」社会福祉法人清澄会

【虐待防止・虐待対応マニュアル（身体拘束適正化のための指針）】

平成29年4月1日 作成

令和元年12月20日 一部改訂

令和4年4月1日 一部改訂